

29年度第2回セミナーの開催会場



京都の建築設計2団体がセミナー

建築士のトラブル回避術を学ぶ

京都府建築家協同組合(下伊佐男理事長)・一般社団法人京都建築設計監理協会(湯川君雄会長)は

9日、29年度第2回セミナー「建築士の為の法律講座」を、京都市中京区のハー

今堀弁護士(京都みらい法律事務所)



下西理事長

(京都府建築家協同組合)

座を、京都商工会議所(中小企業経営支援センター)との共催。出席した正会員・組合員や所員、賛助会員・協力事業会員、非会員ら約50人は、演題「建築士のトラブル回避術」を受講した。

若野豪宏技術研修部会長(一般社団法人京都建築設計監理協会)が司会進行。



セミナー開催に先立ち、主催者を代表して下西理事長(京都府建築家協同組合)が挨拶に立ち「多くの方々

に参集いただき感謝する。特に所員の若い方に大勢お見えいただいたのは非常に喜ばしい。活気のあるセミナーになればと思う」と述べた。そして「私は簡裁と地裁の調停委員を務めているが、最近、建築に関する問題がどんどん増えている。今一番、関心があり、これから我々が背負っていく問題について聴く本日のセミナーを乗りこみにしている」と期待感を表した。

講師には、今堀茂弁護士を招いた。京都大学工学部建築学科を卒業後、清水建設(株)に入社。現場監督としての勤務を経て同社を退職し、同志社大学法科大学院に進学。卒業後、平成20年

に司法試験に合格し、21年より京都みらい法律事務所勤務。一級建築士、一級建築施工管理技士の資格も持つ今堀氏が、設計業務における些細なことがトラブルに巻き込まれないよう、各場面において今後注意すべきことや、大きなトラブルに発展しないための回避術など、判例を用いて説明した。

講演では、建築士の法的責任のうち民事上の契約責任と不法行為責任の基本的知識に触れたうえで、仕事の契約前▽契約時▽打合せ、検討、図面作成段階▽監理段階の各場面における事案の判旨を分析し、教訓を導いた。まとめとして、△口約束は危険▽依頼者の希望をできる限り尊重すべきではあるが、できないことはできないと釘を刺し、そのことを証拠化しておくべきである▽契約書に記載する文言は重要▽もしもの訴訟に備えて、自身の身を守るための証拠を残しておくべき▽プロのプライドを持って、良い仕事をすることの5項目を挙げた。

セミナーの後、懇親会が行われ、一般社団法人京都建築設計監理協会の湯川会長が開会挨拶し、賛助会員の影近設備工業(株)の影近義之代表取締役社長の発声で乾杯。一般社団法人京都建築設計監理協会の木島公一郎副会長の挨拶により閉会した。